

市債務負担行為
西部スラッジセンター３～５系焼却施設改築に関する
環境影響評価方法書作成業務

特 記 仕 様 書

〔目 次〕

第 1 章	業務の目的	1
第 2 章	業務の内容	1
第 3 章	成果品	4
第 4 章	報告書	5
第 5 章	参考図書等	5
第 6 章	本業務積算時に使用する書籍等	5
第 7 章	履行期間	5
第 8 章	契約金の支払い	6

第 1 章 業務の目的

西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設は、稼動後 20 年以上が経過し老朽化が進行していることから改築を行う予定である。

西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設改築事業は札幌市環境影響評価条例（以下「市条例」という）の対象となるため、環境影響評価を行う必要があり、令和 5 年度に計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という）を公表した。

本事業では、市条例第 8 条に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書」という）等の作成や、説明会の対応、環境影響評価審議会の対応等に関する支援業務を行うものとする。

第 2 章 業務の内容

2-1 対象事業の概要

(1) 事業者の名称

札幌市（担当：下水道河川局事業推進部下水道計画課）

(2) 代表者の氏名

公共下水道管理者 札幌市長 秋元克広

(3) 主たる事務所の所在地

札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1

(4) 事業の名称

札幌市西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設改築事業

(5) 事業の種類

札幌市環境影響評価条例第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる

第一種事業『下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場』の改築

(6) 対象事業の位置・規模

位置：札幌市手稲区手稲山口 322 番地

規模：330t/日（予定）（2 系列以上）

2-2 業務打合せ

業務の着手後速やかに第 1 回打合せを行い、業務実施計画書を提出し、本市業務担当職員の承諾を得ること。業務実施計画書の詳細については、一般仕様書による。

また、受託期間中に 8 回以上の中間打合せを行い、さらに、成果品取りまとめ時に最終協議を 1 回行うこと。

業務の実施にあたり、業務遂行上疑義が生じた場合は、担当職員と密接に連絡を取り合い、業務を遂行すること。なお、協議・打合せ事項等は、議事録を作成し、提出すること。

2-3 業務概要

本仕様書「第 5 章参考図書等」に記載の図書等に基づき、以下の（１）～（４）を実施すること。

なお、必要に応じて、関係する地方公共団体、専門家等から知見を収集すること。

また、積雪寒冷地であることを踏まえて実施すること。

(1) 準備

ア 配慮書の内容把握

業務に先立ち、令和4年度に事業者が作成した、「西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築事業計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」という。）及び市条例第6条の10第1項の市長の意見「西部スラッジセンター3～5系焼却施設改築事業計画段階環境配慮書に係る意見について」（以下「市長意見」という。）の内容を把握する。

イ 情報収集・整理

方法書に関する国内先行事例の収集・整理を行い、当該業務の検討方針の基礎資料とする。

(2) 方法書の作成

(1)の内容を踏まえ、札幌市環境影響評価技術指針等を参考に以下の「ア」～「コ」を実施する。

なお、対象事業は同一敷地内での建て替えであることを考慮すること。

ア 配慮書の反映

対象事業を決定するまでの環境面、社会面等の比較した経緯を整理する。また、決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の経緯を整理する。

なお、煙突高さに係る整理にあたり、配慮書で行った予測をもとに、環境に影響を与えない最低の煙突高さを算出すること。

イ 対象事業の特性把握

対象事業の特性について把握・整理する。把握する対象項目は下記のとおりとする。

- ① 対象事業の目的
- ② 対象事業の種類
- ③ 対象事業の実施区域の位置・規模
- ④ 対象事業の計画の概要
- ⑤ その他事業に関する事項、発注者が指示した事項

ウ 対象事業実施区域及びその周囲の概況の把握

配慮書を参考に、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握・整理する。

情報の把握にあたっては、入手可能な最新の文献その他資料を収集するほか、現地踏査を行い、現地状況を確認すること。現地踏査の時期や回数（3回程度）、日程については、札幌市業務担当者と協議のうえ決定する。

エ 関係地域の設定及び概況の整理

配慮書を参考に関係地域を設定し、その概況と設定根拠を資料の出典とともに明らかにできるよう整理する。

オ 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価結果の整理

計画段階配慮事項ごとに調査、予測、評価を行った結果を整理する。

カ 配慮書についての意見の整理

配慮書についての「環境の保全の見地からの意見」及び「市長意見」を整理する。
なお、意見が述べられなかった場合にはその旨を記載する。

キ 上記「カ」についての事業者の見解の作成

配慮書についての意見に対する、事業者の見解を作成する。

ク 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価を行う項目（以下「選定項目」という。）を選定し、選定理由を整理する。

ケ 調査・予測・評価手法の選定

「ア」から「ク」の内容を踏まえた上で、選定項目について適切な調査・予測・評価手法を選定し、選定理由を整理する。選定にあたっては、次のことに留意する。

- ① 環境基準等を遵守する方針のみではなく、環境への影響を低減できるかどうかについて、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載することを念頭に方法書として整理する。
- ② 予測手法においては、必要に応じてその不確実性の程度についても整理する。
- ③ 工事の実施による影響について、調査・予測・評価手法を選定するため、西部スラッジセンター新1・2系改築時の竣工書類を参考に施工方法の整理を行う。

コ 方法書の作成

上記「ア」から「ケ」の内容をとりまとめ、方法書及び方法書に係る要約書の作成を行う。作成にあたっては、次のことに留意する。

- ① 記載内容については、一貫性のある内容となるよう配慮するとともに、できる限り写真、図、グラフ、フォトモンタージュ等を用いることにより、分かりやすい内容とする。
- ② 参考とした図書について、出典を明記する。
- ③ 学術的な専門用語を使用する場合は、必要に応じて注釈などを付けること。また、専門技術的な資料や根拠資料等で、その量が多くなるものは、資料編として整理する。
- ④ 影響要因と環境要素からの調査・予測・評価項目の選定結果については、マトリクス表による表示を行うなど、分かりやすく表現するように努める。

- ⑤ 方法書及び方法書に係る要約書は縦覧及び公表することを前提とし、誤記、文言統一、文章体裁及び構成の統一等に留意するとともに、著作権その他に関する問題が生じないようにする。また、できるだけ分かりやすい表現にするよう努めること。

(3) 方法書手続きに係る資料の作成

令和7年度に予定している、公告縦覧、住民説明会、環境影響評価審議会において使用する、以下の資料を作成する。なお、公表することを前提とし、できるだけ分かりやすい表現にするよう努めること。

ア 方法書及び方法書に係る要約書の公表用の媒体データ(PDF)

イ 方法書に関する説明資料

- ①内部説明用（パワーポイント、A3版2ページ程度）
- ②住民説明会用（パワーポイント、スライド40ページ程度）
- ③環境影響評価審議会用（パワーポイント、スライド40ページ程度）

(4) 方法書手続き対応

以下「ア」～「エ」の業務を行う。なお、必要に応じて、追加調査・検討を行うこと。なお、公表することを前提とし、できるだけ分かりやすい表現にするよう努めること。

ア 住民説明会対応

住民説明会における質疑応答集の作成を行う。また、説明及び質疑応答の支援、議事録の作成及び意見の取りまとめ等を行う。（説明会1回程度）

イ 事業者見解書の作成

市条例第11条で規定される、方法書についての「環境の保全の見地からの意見」を記載した意見書が提出された場合は、意見書に対する事業者の見解書を作成する。

ウ 環境影響評価審議会対応

環境影響評価審議会における質疑応答集の作成を行う。また、説明及び質疑応答の支援や、議事概要、質問・意見に対する回答、補足説明資料の作成を行う。（審議会2回程度）

エ 市長意見に対する見解の作成

市条例第14条に規定する方法書についての市長の意見に対して、事業者見解を作成する。

第 3 章 成果品

成果品として、一般仕様書に示すものを作成、提出すること。成果品のうち、報告書に記載する内容については、「第4章 報告書」を参照すること。

第 4 章 報告書

受託者は、本業務に関わる調査収集資料及び解析検討結果等を、図面等を用いて、具体的かつ明瞭に整理し、これらをすべて報告書として提出しなければならない。なお、報告書の様式、内容については、適宜、本市業務担当職員と打合せを行い、承諾を得ること。また、報告書の提出にあたっては、主任技術者が立ち会うこと。

第 5 章 参考図書等

業務は、以下に示す図書の他、関連する図書、必要に応じて論文等も参考にして行うものとする。また、参考とした図書等は打合せ資料や報告書に明記すること。

- 札幌市より貸与する図書等
 - ・西部スラッジセンター再構築基本検討業務 報告書
 - ・令和 2 年度 西部スラッジセンター再構築基本検討業務 報告書
 - ・令和 3 年度 西部スラッジセンター再構築手法に係る検討業務 報告書
 - ・令和 4 年度 西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設改築に関する環境影響評価（計画段階環境配慮書）作成業務 報告書
 - ・令和 5 年度 西部スラッジセンター 3～5 系焼却施設改築に関する環境影響評価配慮書等公表支援業務 報告書
- 札幌市の条例等
 - ・札幌市環境影響評価条例
 - ・札幌市環境影響評価条例施行規則
 - ・札幌市環境影響評価技術指針
 - ・環境配慮指針（札幌市）
- ガイドライン等
 - ・下水汚泥エネルギー化技術ガイドラインー平成 29 年度版ー（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
 - ・火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン（環境省）

第 6 章 本業務積算時に使用する書籍等

- ・設計業務等積算基準 令和 6 年 4 月（2024 年） 札幌市
- ・設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和 5 年度版 国土交通省（以下、「青本」という。）

第 7 章 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）1 月 23 日（金）までとする。
なお、スケジュールは以下の通り想定している。

	令和6年度								令和7年度											
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
準備、方法書の作成																				
方法書手続きに係る資料作成																				
公告・縦覧																				
住民説明会対応																				
見解書の作成																				
環境影響評価審議会対応																				
市長意見に対する見解の作成																				

第 8 章 契約金の支払い

総価契約の一括払いとし、令和6年度の支払いは行わず、令和7年度の業務完了検査の合格後に全額請求することができる。